

平成 23 年 3 月 14 日

原告 特定非営利活動法人空援隊 理事長 小西理

陳 述 書

1. 被告の作為性（アバタン村での脅迫事件等）について

被告のフィリピン取材時における、現地コーディネーターとして雇用されていたユキ村山（以下、村山氏という。）は、本件番組の放送後、数週間にわたり、本件番組の被取材者であるアバタン村村民男性、及び、その家族に対し「空援隊と連絡の着かないところに引っ越しをするよう」「電話番号も変えるよう」「空援隊との連絡を絶つよう」「さもないと、殺されるぞ！」「言うとおりにするなら、20000 ペソ渡す」と再三、執拗に、脅しの電話を掛けていました。

同じく村山氏は、原告の現地本部長に対しても、口頭で「これで空援隊は大変なことになる」「空援隊はもう終わりだ」「空援隊を辞めて、こちらに側に来ないか」と誘いをかけております。

よって、被告は、本件番組の制作にあたり、原告に知られては困る何らかの事実を持ち、加えて、原告を貶める意図が存在していたと伺えます。

（もし、被告が上記村山氏の行動と関係が無いというのであれば、原告は、被告に対し、被告と村山氏との雇用関係を明らかにするために、別紙「質問状」に回答することを求めます。）

併せて、原告のフィリピン現地スタッフからの情報によりますと、本件番組スタッフの内山氏、及び、村山氏が、再び取材と称して、ワンワン村周辺、及び、空援隊現地スタッフ自宅周辺等に出没し、本件裁判に使用する目的の証拠集めらしき行為を金銭と強要によって行っていることが、明白になっております。

訴訟の原因を作った人物を再び現地検証に使っている点を見るに、被告の自浄能力は機能していないのではないかと疑わざるを得ません。

また、時間が経てばたつほど、現地の人たちの誤報による被害は拡大し、生活は脅かされると思われまますし、既にそう訴えるものが、多数出て来ております。原告は、被告の猛省を求めるとともに、本訴の早期解決を強く願います。

これらの内容については、現地証言者の宣誓供述書及びビデオカメラに向かつての証言や証拠固めを既に終えており、それらは全て、現地において、裁判に使用する証拠であることを予め相手側に通告して、いただいたものであり、現在、現地において、刑事告訴を検討している人も出てきております。

2. 被告の作為性（ワンワン村騒動等）について

① 集会シーンのいきさつ

本件番組における、ワンワン村での集会シーンは、「2日に渡って行われた原告と住民との話し合い」と紹介されていますが、事実とは全く異なったものであり、また、被告が答弁書で述べている集会の説明も重要な部分で全く正しくありません。事実の経緯、いきさつは、次の通りです。

訴状でも述べたとおり、原告は、既に住民への説明会を穏やかに、友好的に終えていました。しかし、その数日後、被告取材班が村にやって来るということで、フィリピンの田舎村に、何故、日本のメディアが来ることになったのか？と、村中が騒ぎになり、それに乗じた訴外亀井氏と親しい村民による原告への誹謗中傷もあり、原告は、再度、あらためての住民との集会を余儀なくされたのであります。

しかも、元々、1日目の集会は、被告と亀井派村民との会合（或いは取材）であったところに、原告スタッフがその様子を見に行ったところ、被告からの原告に関する質問等をきっかけに、遺骨の盗難事件の話が出て来たので、原告が関与を否定するために参加したものです。その結果、何故か村の近くに訴外亀井氏が居るということで、翌日、本人を交えて、原告との直接の話し合いを住民が希望して、2日目の集会の運びとなりました。当然、2日目の集会は、訴外亀井氏と原告との話し合いが主だったのですが、被告はその部分を割愛し、訴外亀井氏が同席していることを隠して、一部、亀井派村民から出た質問と、それに答える原告の映像を繋ぎ合わせ、本件放送で、「原告と住民との2日に渡る話し合い」と称して報道したのです。

加えて、1日目、2日目ともに、集会の進行を行っていたのは、被告の雇用する上述の村山氏であり、被告は、2日に渡り自らが取り仕切る集会を取材と称して撮影し、原告と住民との集会として、虚偽報道したものであります。

② 訴外亀井氏の存在

被告は答弁書で、亀井氏の同行を否認していますが、同じく答弁書で、ワンワン村での集会において亀井氏が現場に居たこと、及び、それを割愛して放送したことを認めています。

併せて、この他にも、被告のワンワン村、及び、アバタン村での取材中に、被告と亀井氏の同席場面を見たという現地住民の証言が多数あり、必要に応じ、被告取材の「亀井同行の証拠」として提出する準備をしております。

亀井氏は、予てより、ワンワン村で積極的に慈善事業を行うなど、住民との利害関係は、非常に濃いものです。

村で遺骨盗難事件を騒いでいるのは、亀井派村民であり、村民に墓から骨がなくなっている旨を知らせたのは、日本人です。

ワンワン村での遺骨盗難被害を文書にまとめ、現地日本大使館に持ち込んだのは、亀井氏です。(尚、現地警察、及び、地域役所には、盗難届は出されておらず、この地区における遺骨盗難事件は、公には存在していません。)

村で盗難騒ぎが大きくなったのは、被告が、同村を訪れる前後であります。

原告は、未だ村での遺骨収集活動を行っておらず、そもそも盗難事件とは、無関係です。

以上の事実により、一連のワンワン村における騒ぎは、訴外亀井氏、並びに、亀井派住民によるものと、併せて、被告取材行動の影響であり、亀井氏の取材同行と併せて考えると、元々は、被告の演出、或いは、亀井氏に被告が利用されたのではないかと推察されます。

3. 被告の偏向性（本裁判外における本訴関連の被告の動向）について

平成23年2月24日にも、訴外亀井氏及び亀井氏に近いグループが、マニラで記者会見を開き、比国政府関係機関や日本大使館へ、遺骨収集方法の是正、及び、遺骨収集事業の中止の申し入れを行っております。この亀井氏らの行動

は、今のところ、亀井氏と論調を同じくし原告の活動に対し常より批判的な日系人向け現地の「まにら新聞」という名のゴシップ紙と、上述の村山氏関係と思われるフランス系の通信社、更にはその通信社の電を受けて掲載した東南アジアの新聞も数紙を除き、フィリピンのメディアも日本のメディアも静観しているようではありますが、何故か、被告は、時に大きく報道を行っていました。

一方で、原告が、本件放送後に現地調査を行い、盗難遺骨との関係は無かった旨の記者会見を行った際には、他のメディアはその旨を報道しましたが、被告は、会見には出席していたものの、報道は一切しませんでした。

これら本裁判外での動き、本訴に関連するニュース報道についても、あらためて、被告の見解を伺いたいと思います。

4. 被告の偏向性（原告に対する不敬意）について

被告は、本件番組において、原告の遺骨収集事業に対するマイナスのイメージをクローズアップして報道していますが、原告の地道な日頃の活動に対する敬意があまりに見られないのは、非常に残念で、公共放送としての品位品格を疑わざるをえません。

原告の現地スタッフは、年間を通して毎日、事務局スタッフや会員らも年に十数回フィリピンに渡航し、熱帯アジアの35度を超すジャングルの中を歩いたり、道なき道を数時間車に揺られて移動したり、マラリアやコブラといった自然の脅威や現地ゲリラの人為的な脅威と戦い、多言語の現地住民との折衝、交渉に苦労しながら、遺骨とともに昼夜を過ごし、かつ、政府からの委託費を受けているとはいえ、その約2倍の費用を会費や寄付で賄い、事務局スタッフは皆ボランティアで、給与報酬も受けずに活動に励んでいます。

政府の委託事業を行い、現地住民に遺骨収集を依頼する新方式を取り入れたからといって、都会で骨が集まるのを待っているのでは無いことくらいは当然彼らも承知の上で番組を制作していると思いたいのですが、それらを全く無視して、一体何の動機があって、このような捏造報道を行うのか全く理解に苦しみます。

もちろん、被告は、原告の活動現場を直接見ていないのですから、こうした事実に対する敬意も生まれようもないのかもしれませんが、いずれにしても、原告の遺骨収集事業の実態を紹介するとしながら、あまりにも、原告の活動に

ついで、多くの事実を知らず、ごく一部の原告に対する誹謗中傷を繰り返す者の言い分のみを鵜呑みにし、終始その立場に立った取材と今般の報道は、中立・公平性を欠いた、我々の活動に対するあまりに非道な冒流行為であると言わざるをえません。

5. 本件放送の社会的影響について

本件放送の社会的影響は非常に大きく、我々原告に対する名誉毀損のみにとどまらず、フィリピンにおける日本の遺骨収集事業そのものの大幅な遅延を引き起しております。

本件放送後、厚生労働省は、フィリピンでの遺骨収集事業の検証のために、事業の一時中断を余儀なくされ、現在も、中断されたままです。

戦後 65 年が経ち、当時の様子を知る人間が数少なくなる中、本訴中にも、失われていく旧日本兵の御遺骨情報は計り知れず、帰還可能であったものが、その機会を失いつつある状況は、如何ともしがたく、原告のみならず、戦友、ご遺族の方々はもちろん、戦後の我が国においても日本人として、誠に不幸な重大な損失であると言えます。その損失は金銭などに換算できるようなものでは到底あり得ません。戦後 65 年が経ち、当時の事を知る人たちが刻一刻となくなっていく現状を鑑みるに、その情報が枯渇してしまったら、その後の未だ 100 万を超える御遺骨の帰還は誰がどのように担保するのでしょうか。

国民に正しい情報が伝えられ、その上で、国民的議論がなされた結果で有ればともかく、虚偽を元にした誤った内容が報道され、ごく一部の政治的活動に踊らされた本件放送は、結果的に、事業への偏見や政府不信へと導き、被告の掲げる目的とは裏腹に、国民の関心を無くす結果になっており、被告の大罪は看過されるべきではないと考えます。現に、被告に情報を提供した上で現地取材に同行した者たちは、原告顧問団（現職国会議員にて構成）の事務所を放送直後から頻繁に訪れ、本件番組を公共放送が間違った放送をするはずがないという論拠の元、遺族の同調者を伴って誹謗中傷を繰り返し、選挙に影響を与えると脅しまがいの論調で原告顧問団からの脱会を迫ったりしております。

これは本件だけに留まらず、日本国民全体の大きな問題であると思われま

我々の子孫が後世、あの経済的に豊かになった日本がそんなことをもしてこなかったのかと世界の国々から非難され、肩身の狭い思いをしなければなら

いとしたら、その損失はまた別の意味で計り知れないものとなります。

一度失った信用を取り戻すことの大変さは御理解いただけると思いますが、世界に対してなくした信用を数十年では取り戻しえない事は容易に想像できます。聖書の世界において、「戦士を葬らない国は栄えない」と誰もが知っている事を現実にしてしまっはならない事は明白です。

今やらなければ、戦後の負の遺産の清算は歴史の彼方に追いやられ、その結果、後世受ける非難など後世のそれこそ何の罪もない人たちに対する冒流行為になると言う事を御理解いただき、本件の悪辣なる放送に対する事実の全てを白日の下に曝け出し、名誉回復をし、海外戦没者の遺骨帰還収容事業が滞りなく一日も早く成し遂げられるよう祈念してやみません。

以上

別紙 質問状

◎ 被告と現地取材コーディネーター（ユキ村山）との雇用関係等について

1. 本件番組取材に関する、雇用した時期、雇用に至る経緯
2. 本件番組取材に関する、雇用契約の内容、報酬、契約期間
3. 本件番組取材以前にも、雇用契約実績があったのか？
4. 村山氏と現地語通訳との関係

◎ 被告と現地語通訳との雇用関係等について

5. 本件番組取材に関する、雇用した時期、雇用に至る経緯
6. 本件番組取材に関する、雇用契約の内容、報酬、契約期間
7. 本件番組取材以前にも、雇用契約実績があったのか？

以上